

○松山広域福祉施設事務組合契約規則

制 定 平成 20 年 3 月 27 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、組合が締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下「契約」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 本組合の契約に関しては、松山市契約規則（平成 20 年松山市規則第 11 号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「組合長」と、「市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に松山広域福祉施設事務組合財務会計規則（松山市財務会計規則（昭和 39 年規則第 11 号）準用）の規定によりされた契約に係る手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に松山広域福祉施設事務組合財務会計規則の規定により契約中のものについては、なお従前の例による。

4 この規則の施行前に松山広域福祉施設事務組合財務会計規則の規定により作成した様式で現に残存するものは、なお使用することができる。